

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
1	訓練内容	要領151行 (第2(3)③ハ)	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの必要最低時間数は何時間か。	当該カリキュラムの設定について、現時点で国から詳細が示されていないため、必要最低時間数等の条件は特に定めません。 ただし、次年度に実施するR7開講に向けた公募においては複数の条件を設定する可能性があります。	11月15日
2	契約保証金	要領536行 (第10①)	契約保証金の納付が免除になる場合について	過去2年間、2つ以上の委託訓練を問題なく契約履行していれば納付は免除という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおり、契約時点(R6)の過去2箇年(R5、R4)に2つ以上の委託訓練(2つ以上の契約締結)を問題なく履行していれば契約保証金の納付は免除となります。	11月15日
3	Eラーニングコース	特殊コース仕様書145行 (第3章第2)	訓練対象者について	①、②以外でも身体的に(通院などで)通学が難しい方は対象になるのでしょうか。また②の通所可能な範囲とはどちらで判断するのでしょうか。	基本的に育児・介護を想定しておりますが、持病による通院等も理由として認めうと考えます。 また、個別の求職者の要件該当性はハローワークで確認します。	11月15日
4	Eラーニングコース	特殊コース仕様書216行 (第3章第3)	標準訓練時間について	1日あたりの最大時間は何時間でしょうか？	在宅訓練における標準訓練時間は1日あたり3時間であり、日別訓練計画表の作成にあたっては1日あたりの訓練時間を3時間となるようにしてください。なお、訓練受講生の理解度の差により、最小訓練単位ごとに設定される目標に到達するまでに3時間以上かかることも想定されます(確認テストに合格するまで何度もテストを受けなおすなど)。	11月15日
5	Eラーニングコース	特殊コース仕様書260行、272行 (第3章第6(2)、(3))	スクーリング・就職支援について	スクーリングは就職支援の講義で実施してもよいという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおり、スクーリングとして就職支援を実施していただいて構いません。	11月15日
6	広報計画	様式2の4	訓練コース広報計画について	集合住宅へのポスティング、保育園や福祉施設などにダイレクトメッセージをお届けするといった活動も可能でしょうか。	可能ですが、実施前に配布物および配布方法について職業能力開発校の許可を受けてください。	11月15日
7	Eラーニング		訓練実施方法について	知識等習得コースのカリキュラムの一部をEラーニングで行うことは可能でしょうか。	不可とします。	11月15日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
8	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース仕様書76行(第3(4))	長期高度人材育成コースの設定について	長期高度人材育成コースの設定にあたっては、過去の実績において正社員就職率が80%以上であることと定められているが、これまで長期高度人材育成コースを設定したことがない場合はどのように判断するのか。また、それら実績についてはどの書類で確認するのか。	直近2年の実績がない場合(初めて契約する場合、まだ直近の実績がない場合、しばらく開講したコースがなかった場合等)は、以下の場合に実施が可能です。 ①一般生の直近実績が80%以上(直近:R6開講の場合R4修了コース) ②一般生の直近実績は80%未満であるが直近2年間の実績を平均すると80%以上(直近2年間:R6開講コースの場合、R4修了コース及びR3修了コース)  なお、一般生の実績がない場合は、新しい一般生の実績ができるまで受託できません。  就職率を確認する書類については、任意様式となります。受講生の氏名までは不要ですが、受講者数や正職員就職者数を明記してください。(公募要領420行目を参考にしてください)	11月15日 (説明会)
9	契約保証金	公募要領536行目(第10)	契約保証金の免除規定について	「国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し～」とあるが、「ほぼ同じ」であるどのように判断するのか。	種類及び規模がほぼ同じかどうか判断するにあたっては、過去に契約した委託訓練の契約金額のみでなく、その定員や訓練期間、訓練内容等の様々な要素を踏まえ総合的に判断します。	11月20日 (説明会)
10	Eラーニング	特殊コース仕様書269行(第3章第6(3))	スクーリングの実施について	対面による個別指導等が困難な者にあつては、能開施設と協議の上、映像付き電話等の方法により代替することも可能であるとするが、受講対象者がそもそも通所が難しい者なので、スクーリングをすべてオンラインで実施してもよいか。	結果的に、スクーリングを通所ではなく代替手段で実施する訓練生のみになる可能性はあるかもしれませんが、最初からスクーリング等を行う場所を確保しなくてよいわけではありませので、スクーリングを対面で行うという前提のもと、場所の確保や日時の設定をお願いします。	11月15日 (説明会)
11	Eラーニング	特殊コース仕様書274行(第3章第6(3))	就職支援について	仕様書に「「本要領」第2(1)④」に訓練実施日数のうち、50%以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこと」と定めているが、Eラーニングコースについては対象外とする」とあるが、Eラーニングコースで就職支援をしないのでよいという意味か。	Eラーニングコースでも就職支援責任者を配置し、就職支援をする必要があります。こちらの文章は、就職支援責任者の業務実施場所に関する条件について、Eラーニングコースでは適用しないという意味になります。	11月15日 (説明会)
12	長期高度人材育成コース		長期高度人材育成コースのその他のコースについて	本校は昨年(令和4年)12月に今年度と同じ企画委託訓練(職業訓練)に企画提案書を提出しましたが「不採用」となりました。 ①今年度は調理師養成1年課程で応募した場合、採用される可能性はあるのか? ②何名までの受入れが必要なのか、定員オーバーした場合や正社員での就職が難しい等であれば本校で応募者の可否を決定可能でしょうか? ③本校は専門課程の専門学校の為、調理1年課程の学科でも高卒以上が入学条件となっていますが問題ないでしょうか？	①その他のコースについて、調理師養成1年過程で応募いただくことも可能です。委託先候補として採択するかどうかは、応募書類をもとに選定委員会にて判断します。  ②最小定員については定めていませんので、貴校において訓練定員に加えて最小開講可能定員を定めていただき、様式3への記入をお願いします。  ③専門課程の場合、高等学校もしくはこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者または文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者が対象となりますので、委託生についても同じように取り扱っていただいで構いません。	11月20日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
13	就職支援責任者	公募要領71行(第2(1)④)	就職支援責任者について	本校はキャリアコンサルタント等の職員が現在いない為、昨年度は有資格者に必要な回数分をお願いする計画で応募したのですが、ここでいう「就職支援責任者」とはキャリアコンサルタント等の資格を持たない別の常勤職員でも可能でしょうか？ 言いかえれば就職支援責任者は必ずキャリアコンサルタント等でないといけないのでしょうか、また常勤でなければいけないのか？	就職支援責任者について、キャリアコンサルタント等でなくても、また常勤でなくても構いません。ただし、要領81行目にあるとおり、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこととします。(ただし、質問11にあるとおりEラーニングコースについては業務実施場所の条件はありません) なお、要領84行目第2(1)⑤に記載する通り、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価については、キャリアコンサルタント等を1名以上配置して実施してください。(ただし、長期高度人材育成コースの新規委託先機関(H30年度以降)は除きます)	11月20日
14	訓練内容	要領151行(第2(3)③ハ)	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	①必要最低訓練時間数 ②担当講師の条件(必要資格・経験年数) ③その時間のみ担当する者(会社の職員などが行う場合)も同じく講師登録が必要か	①質問1のとおり、当該カリキュラムの設定について、現時点で国から詳細が示されていないため、必要最低訓練時間数等については特に定めません。  ②本カリキュラムの設定にあたって特別な条件は定めませんが、要領126行目第2(3)②の条件は満たしてください。  ③について様式5の講師名簿に記載をお願いします。  ただし、①～②について次年度に実施するR7開講に向けた公募においては複数の条件を設定する可能性があります。	11月20日
15	契約保証金	公募要領532行目(第10)	契約保証金について	契約保証金は返金されるのでしょうか。返金時期も含めご回答ください。	契約保証金について、沖縄県財務規則第105条に定める通り、地方自治法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は検査終了後に還付します。 【参考】地方自治法第234条の2第2項 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。	11月20日
16	契約保証金	公募要領532行目(第10)	契約保証金の免除規定について	委託訓練は国の事業と説明を受けているが、本法人では沖縄県以外の他都道府県においては委託訓練の実績(2年以上)がある。免除対象になるか。	公募要領536行目記載のとおり、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体との契約が対象になりますので、沖縄県以外の都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約を全て誠実に履行しており、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるときは契約保証金の納付が免除されます。	11月27日
17	キャリアコンサルティング	公募要領84行目(第2(1)⑤)	キャリアコンサルティングの対応人数について	キャリアコンサルタント1名が可能な訓練生のキャリアコンサルティングの対応人数について基準はあるのか、(例えば1か月に訓練生何名まで受け入れ可能等)。	キャリアコンサルティングの対応人数について特別な基準は定めませんが、要領126行目第2(3)②の条件(訓練生概ね30人に対しキャリアコンサルティング等1人)は満たしてください。なお、必ずしも複数の受講生に対しキャリアコンサルタント等1人で対応するというわけではなく、個別でジョブ・カードの作成支援を行うなど、実施の方法により訓練生1人に対しキャリアコンサルティング等1人で対応することも想定されます。	11月27日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
18	キャリアコンサルティング	公募要領84行目(第2(1)⑤)	キャリアコンサルティングの実施方法について	キャリアコンサルティングをWebで行うことは可能か。(例えば同一法人内に所属するキャリアコンサルタントが他県からキャリアコンサルティングを行う)。	不可とします。ただし、例えば特に症状はないものの、訓練生が新型コロナウイルスに感染し欠席した場合にその訓練生に対しオンラインでキャリアコンサルティングを行うことは可とします。(職業能力開発校への報告が必要です)	11月27日
19	Eラーニング	特殊コース仕様書132行目(第3章)	居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域について	具体的にエリアご教授ください。 以下はすべて対象となるか。 ・宮古島・石垣島・伊江島・水納島・津見島・久高島・北南大東島・粟国島・渡嘉敷島・座間味島・阿嘉島・渡嘉敷島・慶留間島・久米島・水納島・多良間島・竹富島・西表島・小浜島・波照間島・新城島・黒島・由布島・鳩間島	回答3のとおり、個別の求職者の要件該当性はハローワークで確認することになります。が、エリアを具体的に定めているわけではありません。当該求職者が希望するEラーニングコースの内容と同内容のものが当該求職者の居住地から通所可能な範囲で実施されているかどうかをもとに判断します。なお、参考までに令和5年度は石垣島で会計簿記関連の訓練を実施しています。	11月27日
20	Eラーニング	特殊コース仕様書132行目(第3章)	居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域について	訓練校のない地域での、募集活動・認定等は、どこが主体がとなって行うのか。	募集活動の主体は訓練実施機関となります。なお、Eラーニングコースに限らず沖縄県HPにて訓練計画一覧の公表等の募集活動を行います。 また、訓練への申込手続や受講あっせんについては通常と同じくハローワークにて行います。	11月27日
21	Eラーニング	特殊コース仕様書251行目(第3章第6(オ))	訓練生の設備について	パソコン等通信機器とは、スマートフォンも該当するか。	LMS機能等の要件を満たすのであれば、スマートフォンやタブレットを使用して受講することも可能です。 また、タブレット等も通信機器貸与費の対象とすることは可能ですが、画面の大きさや操作性、訓練を受講する際の姿勢・体勢等の自由度、(例えば事務系やデジタル系の訓練であれば)就職後に実際に使用することとなる端末等を鑑みると、訓練効果を高める観点から、パソコンの方が望ましいと考えます。そのため、タブレット等の貸与により訓練を実施する場合には、訓練効果や就職可能性を高める観点で有効なものかどうか県で検討し、通信機器貸与費の支給について判断します。	11月27日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
22	エラーニング		動画コンテンツについて	具体的なWebコンテンツ内容の確認はいつ頃になるのか。開校時まででよいのか。確認方法はどのように行うのか。	Webコンテンツ(講義動画など)を実施前に全て映像を見るなどして確認することは現在のところ想定しておらず、訓練内容については様式3や様式3別紙により確認します。また、公募期間終了後に行う実地調査において、実際に訓練生が使用するシステムの機能的な部分(様式4記載の点検項目)について、条件を満たしているか実際にシステムを操作しながら確認します。ただし、訓練開始日以降、県の要件を満たしているかWebコンテンツを確認することがあります。	11月27日
23	エラーニング	様式3	1日の標準訓練時間の欄について	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分とありますが、エラーニングの受講時間は受講者が自分の都合のいい時に合わせて受講できるのではないのでしょうか？それでも受講時間を決めて記入する必要がありますか。	おっしゃる通り、エラーニングコースについては受講者の都合にあわせて実施されます。様式を修正し、当該項目を削除しましたので、お手数をおかけしますが修正後の様式を使用いただくか、もしくは当該項目は無記入でご提出をお願いします。	11月27日
24	エラーニング	特殊コース仕様書143行目(第3章第2)	訓練対象者について	沖縄県のみならず、他県からの受講希望者も対象になりますか？	特殊コース仕様書143行目(第3章第2)に定める①②の訓練対象者について、要件を満たせば他県在住の受講希望者も対象となります。	11月27日
25	エラーニング	特殊コース仕様書154行目(第3章第4)	訓練設定時間及び訓練期間について	訓練設定時間は1日3時間以上とありますが、在宅訓練時は受講者の任意の時間帯にて受講できると考えて良いのでしょうか？その場合、申請様式3(エラーニング)の「1日の標準訓練時間」の記載はどのようにすれば良いのでしょうか。	特殊コース仕様書156行目に1日3時間以上とあるのはスクーリングについてであり、回答4に記載のとおり標準訓練時間は3時間となります(特殊コース仕様書215行目)。お見込みのとおり、当該コースについては受講者の任意の時間帯にて受講できます。様式3の書き方については回答23をご確認ください。	11月27日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
26	訓練内容	要領151行(第2(3)③ハ)	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	質問14にもありました通り、設定にあたって特別な条件は定めませんとのことでしたが、デジタルリテラシーをオリエンテーション時に実施しても差し支えありませんか？	可とします。ただし、回答14記載のとおり次年度実施の公募からは取り扱いが変更となる可能性がありますのでご了承ください。	11月27日
27	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース仕様書78行(第3(4)①)	長期高度人材育成コースの設定について	①本校は調理師養成課程(1年課程)で予定していますが過去の実績について令和4年度の1年課程を1年間休止していた為、2年課程の正社員就職率を表示してもよいのか？(令和3年度から調理師課程と製菓衛生師課程を2年課程にしたので令和4年度は学校のクラス容量が一杯となり1年課程を停止した。今年度は新築移転により1クラス分の容量が確保できた為、計画通り調理1年課程を再開した。)②就職率の項目で正社員就職率80%以上とあるが介護福祉士と保育士は就職率となっているのは何故か？	①本事例の場合、就職率については令和3年度修了の1年過程の就職率をもって判断します。ただし、参考までに令和4年度修了の2年コースについても就職率を示してください。 ②介護福祉士と保育士の資格取得コースについては、全国的な人手不足分野であるため人材確保策として特別に雇用形態を正社員に限定しない就職率を算出することとしています。	11月27日
28	就職支援責任者	公募要領71行(第2(1)④)	就職支援責任者について	本校はキャリアコンサルタント等の職員が現在いない為、有資格者に必要な回数分をお願いする計画で応募する予定です。ここでいう「就職支援責任者はキャリアコンサルタント等が望ましい」とあるが、キャリアコンサルタント等でない職員(教頭)が就職支援責任者となってもよいのか？	回答13のとおり、就職支援を適切に実施できる方であれば就職支援責任者はキャリアコンサルタント等でなくても構いません。ただし、その他注意事項がありますので回答13をご確認ください。	11月27日
29	訓練実績	様式2	R3～R5の訓練実績について	(R5については予定含む)とあるが本年度(R5年度)就職先の決まっていない学生もいる為、就職率については空白で提出してもよろしいでしょうか？	訓練実績を確認するため、また、契約保証金の免除対象となりうるか判断するために今年度実施予定の訓練についても記入を求めています。就職率が未確定の場合は「〇月に訓練修了のため未確定」と記入してください。	11月27日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
30	定住外国人	特殊コース仕様書110行目(第2章第1)	訓練対象者について	受講対象者の年齢について明記された記述がありません。 この訓練コースの受講対象者の年齢について、具体的に教示いただきたい。	定住外国人向け職業訓練コースについては年齢について制限を設けません。	11月27日
31	訓練時間	知識等習得コース仕様書38行目(第1章第3(1))	月100時間の授業時間設定について	現在企画している授業時間数ですが、10月:108時間、11月:96時間、12・1月:140時間、2月:86時間合計:140時間となります。これを4か月で割りますと、月平均が107.5時間となりますが、条件は満たしておりますでしょうか？	知識等習得コース仕様書38行目で1月当たり100時間を標準として定めていますが、あくまで標準であり、100時間を下回ったからといってすぐに失格となるわけではありません。ただし、同仕様書54行目にある通り100時間未満の月については上限単価を訓練設定時間/100の割合で按分します。なお、回答37のとおり1月当たり100時間未満の訓練設定時間となっても按分しないことがあります。  ※知識等習得コース(その他)と仮定して回答しています。	12月4日
32	時間割の入れ替え		授業内容について	当初予定していた時間割について、担当職員が学校行事等で不在となる場合、登録している他の科目で対応し、不足した分については、別日で振り返ることは可能でしょうか？	可能です。時間割の入れ替えを行った場合、速やかに職業能力開発校に報告してください(不測の事態の発生ではなく、学校行事の場合は前々から予測できると思われるので、事前に職業能力開発校に報告してください)。なお、訓練総時間数が減少する場合は事前に職業能力開発校の承認を受ける必要があります。ただし、事務の煩雑化を防ぐため、なるべく申請時点から変更のないようにし、みだりに変更することは控えてください。	12月4日
33	休講		休講時の対応について	当初予定していた日程に、学校行事としてどうしても休講せざるを得ない場合には、代替日を設けさせていただくことで、対応可能でしょうか？	可能です。不測の事態の発生ではなく、学校行事の場合は前々から予測できると思われるので、事前に職業能力開発校に報告してください。なお、訓練総時間数が減少する場合は事前に職業能力開発校の承認を受ける必要があります。また、事前に訓練生の承認を得てください。ただし、事務の煩雑化を防ぐため、なるべく申請時点から変更のないようにし、みだりに変更することは控えてください。	12月4日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
34	訓練時間	要領204行目(第4(1))	訓練(授業)時間について	条件では、「週5日、1日6時間を標準～」とありますが、こちらでカレンダーに組み込む際、週5日、1日4時間～6時間となり、週22時間の週があります。(トータルでは、前の質問の通り、430時間ありますので、条件は満たされますでしょうか？	要領204行目で1日6時間を標準標準として定めていますが、あくまで標準であり、6時間を下回ったからといってすぐに失格となるわけではありません。ただし、回答31記載のとおり1月当たりの訓練設定時間が100時未満になると上限単価を按分します。なお、回答37のとおり1月当たり100時間未満の訓練設定時間となっても按分しないことがあります。	12月4日
35	提出方法	要領445行目(第7(3))	受信可能なメールの容量及びファイル転送サービスの活用	添付書類一式をAcrobatで圧縮しても、pdfデータが10MBをうに超えそうです。メールは何MBまで受信可能ですか？複数回に分けて、添付書類を提出しても宜しいでしょうか？添付書類をファイル転送サービスを利用して提出しても宜しいでしょうか？	当課で使用するメールソフトの受信可能なデータ容量は10MBとなっています。また、ファイル転送サービスについて、県のセキュリティシステム上利用できない可能性がありますので、お手数をおかけしますがデータ名に番号を振ったうえで複数に分けて送付いただきますようお願いいたします。	12月4日
36	Eラーニング	特殊コース仕様書228行目(第3章第6(エ)①)	訓練履歴の記録について	記録・管理の具体的な方法として、 ●訓練生からの申告(各記録を専用フォーマットに入力しメールにて報告)してもらい共有するというやり方でも可能でしょうか。(231行②は別コンテンツで管理可能です)	訓練生からの申告によるもののみで訓練履歴を記録・管理することは不可とします。システムから取り出されたデータなど、客観性のある方法で管理してください。	12月4日
37	訓練時間	要領230行目(第5(1))	1月あたりの訓練設定時間	1月開講である場合、6日スタートの日別訓練計画表になるため、3月分の訓練時間数が100時間以上とするのが難しいです。この場合、230行目にある「年末年始の休校日が該当」し、3月分は100時間未満であっても按分にならないでしょうか？	祝日、お盆及び年末年始の休校日訓練を実施したと仮定した場合の訓練設定時間(1日の訓練時間を6時間とする)を算出し、その時間から修了式等の時間を差し引いたとしても100時間を超えていれば、月額単価を按分しません。(ただし、この考えが適用できるのは祝日、お盆及び年末年始の休校日のみであることに留意してください)。例えば、2025年1月開講コースの3か月目の訓練期間は3/6～3/31となりますが、祝日(春分の日)にも訓練をすると仮定すると訓練設定可能日数は18日となります。最終日を修了式の実施とすると17日になり、17日×6時間で102時間となり100時間を超えるので按分不要です。	12月4日



令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
38	訓練内容	質問1への回答について	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	条件についてはいつ頃委託先に連絡予定でしょうか？ 令和7年度分の要項発表時(11月下旬)ですと担当できる講師(授業内容・要件・資格などがある場合)の確保に時間を要する為、早めの連絡を希望します。	いつ頃基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの条件を公表するかは未定ですが、ご希望を踏まえ、次年度の公募開始よりも前にHPで公表を行うことを検討します。	12月4日
39	説明会	要領543行目(第11)	求職者に対する説明会等の広報にかかる期間について	訓練実施機関による説明会や見学会等について、受講申込締日までとありますが、各コースに定められている募集期間前に行うことも可能という解釈で問題ないでしょうか。	募集期間開始月の前月であれば説明会を実施することは可とします。ただし、説明会において、募集期間について誤解を招くことのないよう丁寧に説明するとともに、令和6年度の沖縄県予算の成立(年度開始前に説明会を実施する場合)及び職業能力開発校との委託契約をもって正式に訓練の実施が決定されることについても説明してください。	12月4日
40	講師要件	要領133行目(第2(3)②二)	配置する講師要件について	講師要件の一つに、「(二)学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断できる者」とあるが、資格を取得していたら実務経験(指導経験)が無い場合でも講師として配置することは可能という認識で間違い無いですか。	間違いありません。実務経験がない場合でも、担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると学歴や資格により判断でき、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる場合は講師として配置可能です。	12月4日
41	事務担当者 と講師の 兼務不可	要領68行目(第2(1)③)	事務担当者と講師の重複不可について	今年度より、事務担当者が申請コースに限らず他訓練の講師との兼務(重複)不可とあるが、訓練期間が重なっている訓練での重複が禁止という認識で良いでしょうか。 例えば、7月から9月の訓練で講師をした職員が10月から12月の訓練においては事務担当を務める。などは可能でしょうか。	訓練期間ではなく、職業能力開発校との契約期間(訓練実施年度の4/1もしくは訓練開始月の2か月前のどちらか遅い方～訓練実施年度の3/31もしくは訓練終了日の100日後のどちらか早い方)が重なっている訓練での重複を禁止とします。	12月4日

令和6年度沖縄県委託訓練企画提案公募に係る質問の回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
42	訓練内容	要領151行目(第2(3)③ハ)	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含む内容として、Windowsの基本操作やOffice操作についても、該当すると考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、次年度に実施するR7開講に向けた公募においては取り扱いが変わる可能性があります。	12月4日
43	民間保険	要領578行目(第14)	訓練受講中の事故発生に備えた取扱いについて	訓練生に対して、民間保険に加入するよう勧奨すること。とあるが、民間保険とは、現在受講生に対して案内している「職業訓練生総合保険」であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	12月4日
44	訓練内容	要領151行目(第2(3)③ハ)	基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について	申請書(様式3)の項目は ①新しく「科目」「科目の内容」をつくる ②職業能力基礎講習やパソコンのカリキュラム等の「科目の内容」に入れる  どちらにしたら宜しいでしょうか。	御社の管理しやすい方法で実施いただいて構いません。 ただし、次年度に実施するR7開講に向けた公募においては取り扱いが変わる可能性があります。	12月11日
45	Eラーニング		Eラーニングコースの訓練期間	3か月の訓練期間とありますが、相当する理由書をつけると6ヶ月に伸ばすことは可能でしょうか？	不可とします。Eラーニングコースの訓練期間は3か月で設定をお願いします。	12月11日